

平成 28 年 6 月 9 日

# 平成28年登米市議会定例会 6 月定期議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	ささき きよこ 佐々木 喜代子
住所	登米市登米町
職業	無職

諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	ささき たけお 佐々木 武雄
住所	登米市豊里町
職業	無職

諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
---------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏 名	たか はし のぶ こ 高 橋 伸 子
住 所	登米市石越町
職 業	無 職

報告第 2 号	継続費繰越計算書について
報告第 3 号	繰越明許費繰越計算書について
報告第 4 号	平成 27 年度登米市水道事業会計継続費繰越計算書について
報告第 5 号	平成 27 年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について

本案は、平成 27 年度登米市一般会計予算及び宅地造成事業特別会計予算における継続費年割額の逓次繰越し、平成 27 年度登米市一般会計予算、下水道事業特別会計予算及び宅地造成事業特別会計予算における繰越明許費、平成 27 年度登米市水道事業会計予算における継続費年割額の逓次繰越し及び予算繰越しについて、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項及び第 146 条第 2 項、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、それぞれ繰越計算書を調製したので、議会に報告するものであります。

報告第 6 号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に係る専決処分の報告について
---------	---

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）が平成 28 年 4 月 1 日から施行されたことに伴う本条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

（新旧対照表 10 ページ）

報告第 7 号	登米市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
---------	---

本案は、労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 19 号）の施行に併せて、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 15 号）が平成 28 年 4 月 1 日から施行されたことに伴う本条例の一部改正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

（新旧対照表 16 ページ）

報告第 8 号	登米市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
---------	---------------------------------

本案は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成 28 年政令第 133 号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年総務省令第 38 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成 28 年総務省令第 39 号）が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されたことに伴う本条例の一部改正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

（新旧対照表 18 ページ）

報告第 9 号	登米市過疎地域促進特別措置法に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
---------	---

本案は、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）が改正され、同法の期限が平成 32 年度まで延長されたことに伴う本条例の一部改正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

（新旧対照表 32 ページ）

報告第 10 号	登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における課税免除に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
----------	--

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 20 条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令（平成 28 年総務省令第 35 号）が、平成 28 年 4 月 1 日から施行されたことに伴う本条例の一部改正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

（新旧対照表 33 ページ）

報告第 11 号	登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
----------	--

本案は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について（平成28年2月12日厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課・医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室、総務省自治税務局市町村税課事務連絡）に伴う、国民健康保険税の減免の見直しに関する本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

（新旧対照表 34 ページ）

報告第 12 号	登米市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
----------	---

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 20 条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令（平成 28 年総務省令第 35 号）が、平成 28 年 4 月 1 日から施行されたことに伴う本条例の一部改正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

（新旧対照表 35 ページ）

報告第 13 号	専決処分の報告について
----------	-------------

本案は、交通事故及び営造物の管理瑕疵に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。

議案第 52 号	平成 28 年度登米市一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 53 号	平成 28 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 54 号	平成 28 年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 55 号	平成 28 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 56 号	平成 28 年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 57 号	平成 28 年度登米市水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 58 号	平成 28 年度登米市病院事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 59 号	平成 28 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）

本案は、議案第 52 号平成 28 年度登米市一般会計補正予算（第 2 号）から議案第 59 号平成 28 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,618 万円を減額し、予

算の総額を歳入歳出それぞれ 492 億 8,615 万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 6,980 万円、産地水産業強化支援事業 1 億 7,770 万円などを増額する一方、国民健康保険特別会計繰入金 2 億 2,859 万円などを減額して計上しているほか、人事異動に伴い人件費を各款にわたり補正しております。

歳入では、産地水産業強化支援事業交付金などの国庫支出金 2 億 60 万円、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金などの県支出金 4,384 万円などの増額に加え、財政調整基金からの繰入金を 2 億 8,261 万円減額して計上しております。

また、地方債補正として変更 1 件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で、人事異動に伴う人件費の補正に加え、給付費の見通しに基づき保険給付費 2 億 341 万円などを増額、歳入では、一般会計繰入金 2 億 2,859 万円を減額する一方、繰越金 2 億 9,179 万円などを増額して計上しております。

後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計及び下水道事業特別会計では、人事異動に伴う人件費の補正を計上しております。

企業会計については、水道事業会計、病院事業会計及び老人保健施設事業会計で、人事異動に伴う人件費の補正などを計上しております。

議案第 60 号	登米市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
----------	---

本案は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条第 2 項の規定により、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 5 条第 4 項第 4 号に規定する地方活力向上地域内において法第 17 条の 6 及び地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令（平成 27 年総務省令第 73 号）第 2 条第 3 号の規定に基づき、本市において固定資産税の不均一課税を行うため、本条例を制定するものであります。

議案第 61 号	登米市道の駅三滝堂地域活性化施設条例の制定について
----------	---------------------------

本案は、登米市道の駅三滝堂地域活性化施設の設置及び管理について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定により、本条例を制定するものであります。

議案第 62 号	登米市印鑑条例の一部を改正する条例について
----------	-----------------------

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に規定する個人番号カードを使用して、コンビニエンスストア等の民間事業者が設置する多機能端末機で印鑑登録証明書の交付を申請し、交付を受けられるようにするため、本条例の一部を改正するものであります。  
（新旧対照表 36 ページ）

議案第 63 号	登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
----------	---

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 194 号）が平成 28 年 4 月 8 日から施行されたことに伴い、選挙運動用自動車の使用に要する経費等に係る限度額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。  
（新旧対照表 37 ページ）

議案第 64 号	登米市手数料条例の一部を改正する条例について
----------	------------------------

本案は、公平な受益者負担の観点から、住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料を統一するため、本条例の一部を改正するものであります。  
（新旧対照表 39 ページ）

議案第 65 号	登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
----------	----------------------------

本案は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成 28 年政令第 133 号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年総務省令第 38 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成 28 年総務省令第 39 号）が平成 28 年 3 月 31 日に公布されたこと及び国民健康保険税の税率を調整し納税者の負担軽減を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

（新旧対照表 41 ページ）

議案第 66 号	財産の取得について
----------	-----------

本案は、消防ポンプ自動車C D - I型の購入契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 67 号	財産の取得について
----------	-----------

本案は、可搬消防ポンプ付普通積載車の購入契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 68 号	財産の取得について
----------	-----------

本案は、旧米山高等学校の跡地を宮城県から取得するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 69 号	市道路線の認定について
----------	-------------

本案は、農高中通線ほか1路線の市道路線認定を行うにあたり、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 70 号	市道路線の廃止について
----------	-------------

本案は、農高中通線ほか2路線の市道路線廃止を行うにあたり、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 71 号	登米市辺地総合整備計画の策定及び変更について
----------	------------------------

本案は、平成 28 年 1 月に登米市総合計画実施計画を見直したことに伴い、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により 2 辺地に係る総合整備計画を策定するとともに、同条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により 4 辺地に係る総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 72 号	登米市土地開発公社の解散について
----------	------------------

本案は、近年の社会情勢により土地の先行取得の意義が薄れたことから、登米市土地開発公社を解散するため、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 22 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

報告第6号関係

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

第1条関係（登米市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

改正案	現行
<p>第1条・第2条（略） （報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならぬ事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>職員の人事評価の状況</u></p> <p>(3) <u>職員の給与の状況</u></p> <p>(4) <u>職員の勤務時間その他勤務条件の状況</u></p> <p>(5) <u>職員の分限及び懲戒処分の状況</u></p> <p>(6) <u>職員の服務の状況</u></p> <p>(7) <u>職員の退職管理の状況</u></p> <p>(8) <u>職員の研修</u> _____ の状況</p> <p>(9) <u>職員の福祉及び利益の保護の状況</u></p> <p>(10) その他市長が必要と認める事項</p> <p>第4条～第6条（略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （報告事項）</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならぬ事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>職員の給与の状況</u></p> <p>(3) <u>職員の勤務時間その他勤務条件の状況</u></p> <p>(4) <u>職員の分限及び懲戒処分の状況</u></p> <p>(5) <u>職員の服務の状況</u></p> <p>(6) <u>職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p>(7) <u>職員の福祉及び利益の保護の状況</u></p> <p>(8) その他市長が必要と認める事項</p> <p>第4条～第6条（略）</p>

第2条関係（登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

改正案	現行
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第19条 (略)</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第19条 (略)</p>

第3条関係（登米市職員の給与に関する条例の一部改正）

改正案	現行								
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定に基づき、別に定めるもののほか、市の一般職の職員（法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員（以下「労務職員」という。）及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）を除く。以下「職員」という。）の給与に関する事項並びに労務職員の給与の種類及び基準に関する事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条（略） （給料表）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、<u>等級別基準職務表</u>（別表第4）に定めるところによる。</p> <p>4（略）</p> <p>第5条～第24条（略）</p> <p>別表第1～別表第3（略）</p> <p>別表第4（第4条関係） <u>等級別基準職務表</u></p> <p>ア 行政職給料表</p> <table border="1" data-bbox="1292 1164 1380 2038"> <tr> <td>(略)</td> <td>基準となる職務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>イ 消防職給料表</p>	(略)	基準となる職務	(略)	(略)	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定に基づき、別に定めるもののほか、市の一般職の職員（法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員（以下「労務職員」という。）及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）を除く。以下「職員」という。）の給与に関する事項並びに労務職員の給与の種類及び基準に関する事項を定めるものとする。</p> <p>第2条・第3条（略） （給料表）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、<u>級別職務分類表</u>（別表第4）に定めるところによる。</p> <p>4（略）</p> <p>第5条～第24条（略）</p> <p>別表第1～別表第3（略）</p> <p>別表第4（第4条関係） <u>級別職務分類表</u></p> <p>ア 行政職給料表</p> <table border="1" data-bbox="1292 201 1380 1075"> <tr> <td>(略)</td> <td>職務の内容</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>イ 消防職給料表</p>	(略)	職務の内容	(略)	(略)
(略)	基準となる職務								
(略)	(略)								
(略)	職務の内容								
(略)	(略)								

(略)	<u>基準となる職務</u>	(略)	<u>職務の内容</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
ウ	医療職給料表(1)		ウ 医療職給料表(1)
(略)	<u>基準となる職務</u>	(略)	<u>職務の内容</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
エ	医療職給料表(3)		エ 医療職給料表(3)
(略)	<u>基準となる職務</u>	(略)	<u>職務の内容</u>
(略)	(略)	(略)	(略)

第4条関係（登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第10条（略）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第10条（略）</p>

第5条関係（登米市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び登米市職員の給与に関する条例（平成17年登米市条例第58号。以下「給与条例」という。）第12条第2項の規定に基づき、給与条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第8条（略）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項及び登米市職員の給与に関する条例（平成17年登米市条例第58号。以下「給与条例」という。）第12条第2項の規定に基づき、給与条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第8条（略）</p>

登米市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 新旧対照表

改正案	現行																		
<p>第1条～第24条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第4条の2 (略)</p> <p>(他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとと同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>	<p>第1条～第24条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第4条の2 (略)</p> <p>(他の法令による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ、同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第14条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとと同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>																		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1045 1899 1093 2087">傷病補償</td> <td data-bbox="1045 1164 1093 1899">(略)</td> <td data-bbox="1045 1164 1093 1899">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1899 1141 2087">年金</td> <td data-bbox="1093 1164 1141 1899">障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</td> <td data-bbox="1093 1164 1141 1899">0.88</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1141 1899 1423 2087"></td> <td data-bbox="1141 1164 1423 1899">(略)</td> <td data-bbox="1141 1164 1423 1899">(略)</td> </tr> </table>	傷病補償	(略)	(略)	年金	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88		(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1045 929 1093 1120">傷病補償</td> <td data-bbox="1045 324 1093 929">(略)</td> <td data-bbox="1045 324 1093 929">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 929 1141 1120">年金</td> <td data-bbox="1093 324 1141 929">障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</td> <td data-bbox="1093 324 1141 929">0.86</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1141 929 1423 1120"></td> <td data-bbox="1141 324 1423 929">(略)</td> <td data-bbox="1141 324 1423 929">(略)</td> </tr> </table>	傷病補償	(略)	(略)	年金	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86		(略)	(略)
傷病補償	(略)	(略)																	
年金	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88																	
	(略)	(略)																	
傷病補償	(略)	(略)																	
年金	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86																	
	(略)	(略)																	

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらずこの条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

(略)	(略)
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について 障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
.....	.....
.....	.....
(略)	.....

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらずこの条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

(略)	(略)
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について 障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
.....	.....
.....	.....
(略)	.....

登米市税条例 新旧対照表

第1条関係（登米市税条例の一部改正）

改正案	現行
<p>第1条～第34条の3（略） （法人税割の税率）</p> <p>第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の6.0</u>とする。</p> <p>第34条の5～第42条（略） （普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収）</p> <p>第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により<u>閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には</u>、既に第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下この条において「不足税額」という一。）を追徴する。</p> <p>2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間について、は、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</p>	<p>第1条～第34条の3（略） （法人税割の税率）</p> <p>第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の9.7</u>とする。</p> <p>第34条の5～第42条（略） （普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収）</p> <p>第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によって<u>閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合においては</u>、既に第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下次項において「不足税額」と総称する。）を追徴する。</p> <p>2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間について、は、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</p>

<p>3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</p>	<p>3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</p>
<p>3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</p>	<p>4 <u>第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるもの）に限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるもの）に限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u></p> <p>(1) <u>第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</u></p>

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第44条～第47条の6 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 (略)

2 (略)

3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合)において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合)において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除す

第44条～第47条の6 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 (略)

2 (略)

3 法第321条の8第22項の申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合)において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合)において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除す

る。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間  
(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

6 (略)

5 (略)

7 (略)

6 (略)

<p>第49条 (略)</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、<u>同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし</u>、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に<u>規定する申告書を提出した日</u>(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るもの)にあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 <u>第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以</u></p>	<p>第49条 (略)</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても <u>同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする</u>。なお、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の<u>申告書を提出した日</u>(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと</p> <p>_____)による更正に係るもの)にあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>
--	---

下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。))である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

(市民税の減免)

第51条 (略)

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)

(市民税の減免)

第51条 (略)

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識

<p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第52条～第55条 (略)</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)</p> <p>について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。))若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。))、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人</p>	<p>別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第52条～第55条 (略)</p> <p>第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産</p> <p>について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。))若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。))、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人</p>
--	--

等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならぬ。

(1)～(6) (略)

第57条～第58条の2 (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならぬ。

第60条～第139条の2 (略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号

\_\_\_\_\_ (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

3 (略)

第140条～第156条 (略)

等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならぬ。

(1)～(6) (略)

第57条～第58条の2 (略)

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、第12号又は第16号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならぬ。

第60条～第139条の2 (略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならぬ。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)( \_\_\_\_\_ 法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

3 (略)

第140条～第156条 (略)

附 則	附 則
第1条～第5条 (略)	第1条～第5条 (略) (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)
第6条 削除	第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。
第7条～第10条 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	第7条～第10条 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 (略)	第10条の2 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	4 法附則第15条第2項第7号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
5 (略)	5 (略)
6 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	6 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
7 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	7 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
8 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	8 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
9 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	9 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
10 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	10 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
11～14 (略)	11～14 (略)

<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用</p> <hr/> <p>(6) (略)</p> <p>9 (略)</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>9 (略)</p>
---	---

第2条関係（登米市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

改正案		現行	
<p>第1条・第2条（略） 附則 第1条～第4条（略） （市たばこ税に関する経過措置） 第5条（略） 2（略） 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		<p>第1条・第2条（略） 附則 第1条～第4条（略） （市たばこ税に関する経過措置） 第5条（略） 2（略） 3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	
<p>第98条第1項</p>	<p>施行規則第34号の2様式</p>	<p>第98条第1項</p>	<p>第34号の2様式</p>
<p>第98条第2項</p>	<p>施行規則第34号の2の2様式</p>	<p>第98条第2項</p>	<p>第34号の2の2様式</p>
<p>第98条第3項</p>	<p>施行規則第34号の2の6様式</p>	<p>第98条第3項</p>	<p>第34号の2の6様式</p>
<p>第98条第4項</p>	<p>施行規則第34号の2の2様式又は第34号の2の2様式</p>	<p>第98条第4項</p>	<p>第34号の2様式又は第34号の2の2様式</p>
<p>地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号） 前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。） 第48号の5様式</p>		<p>地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号） 第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。） 第48号の5様式</p>	
<p>平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式</p>		<p>平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式</p>	
<p>平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式</p>		<p>平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式</p>	
<p>平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式</p>		<p>平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式</p>	

4～6 (略)

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するものほか、登米市税条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	(略)	
第100条の2 第1項	第98条第1項又は第2項 当該各項	平成27年改正条例附則第5条 第5項 同項
	(略)	

8・9 (略)

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	(略)	
第7項の表 以外の部分	第4項の 同項から前項まで	第9項の 同項、第5項及び前項
	(略)	

4～6 (略)

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するものほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	(略)	
第100条の2	第98条第1項又は第2項 当該各項	平成27年改正条例附則第5条第5項 同項
	(略)	

8・9 (略)

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	(略)	
第7項の表 以外の部分	第4項 から	第9項 、第5項及び
	(略)	

第7項の表 第100条の2 の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において 準用する同条第5項
	(略)	

11 (略)

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	(略)	
第7項の表 以外の部分	第4項 から	第11項 、第5項及び
	(略)	
第7項の表 第100条の2 の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において 準用する同条第5項
	(略)	

13 (略)

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げ

第7項の表 第100条の2 第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において 準用する同条第5項
	(略)	

11 (略)

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	(略)	
第7項の表 以外の部分	第4項の 同項から前項まで	第11項の 同項、第5項及び前項
	(略)	
第7項の表 第100条の2 第1項の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において 準用する同条第5項
	(略)	

13 (略)

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げ

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	(略)	
第7項の表 以外の部分	第4項の 同項から前項まで	第13項の 同項、第5項及び前項
	(略)	
第7項の表 第100条の 2第1項の 項	附則第5条第5項	附則第5条第14項におい て準用する同条第5項
	(略)	

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	(略)	
第7項の表 以外の部分	第4項 から	第13項 、第5項及び
	(略)	
第7項の表 第100条の 2の 項	附則第5条第5項	附則第5条第14項におい て準用する同条第5項
	(略)	

報告第9号関係

登米市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>附則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>3 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>4 (略)</p>

登米市企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略) (課税免除の適用)</p> <p>第2条 同意集積区域内において、法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本計画の同意(当該同意が平成29年3月31日までに行われたものに限る。)の日(以下「同意日」という。)から起算して5年を経過する日までの期間に、法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って法第9条第1項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。)第3条に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)を設置した事業者(法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって、省令第4条に規定する業種に属する事業を行う者に限る。)について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、省令第5条第2号に規定する事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して最初に固定資産税が課されることとなった年度(当該固定資産を当該対象施設の用に供した日の属する年の翌年の1月1日(当該対象施設の用に供した日が1月1日の場合は同日)を賦課期日とする年度)以降3年度に限り、当該固定資産税を免除する。</p> <p>第3条～第5条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (課税免除の適用)</p> <p>第2条 同意集積区域内において、法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本計画の同意(当該同意が平成28年3月31日までに行われたものに限る。)の日(以下「同意日」という。)から起算して5年を経過する日までの期間に、法第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って法第9条第1項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。)第3条に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)を設置した事業者(法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって、省令第4条に規定する業種に属する事業を行う者に限る。)について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、省令第5条第2号に規定する事務所等に係るものを除く。)又はこれらの敷地である土地(同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して最初に固定資産税が課されることとなった年度(当該固定資産を当該対象施設の用に供した日の属する年の翌年の1月1日(当該対象施設の用に供した日が1月1日の場合は同日)を賦課期日とする年度)以降3年度に限り、当該固定資産税を免除する。</p> <p>第3条～第5条 (略)</p>

登米市東日本大震災による災害被災者に対する市税の減免に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東日本大震災の被災者であって市民税、固定資産税又は国民健康保険税の納税義務のあるものに対する平成23年度分の市民税、固定資産税及び国民健康保険税並びに平成24年度分から平成28年度分までの国民健康保険税の軽減及び免除（以下「減免」という。）については、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条・第3条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 東京電力福島原子力発電所の事故により原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への避難に係る内閣総理大臣の指示の対象となつた区域、同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となつている区域又はこれらに準ずる区域として市長が必要と認めるところから転入した者に係る平成23年度から平成28年度までに課する当該年度分の国民健康保険税については、平成29年3月末日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収の対象となる年金の給付の支払日）が到来するもの限り、免除する。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東日本大震災の被災者であって市民税、固定資産税又は国民健康保険税の納税義務のあるものに対する平成23年度分の市民税、固定資産税及び国民健康保険税並びに平成24年度分から平成27年度分までの国民健康保険税の軽減及び免除（以下「減免」という。）については、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条・第3条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 東京電力福島原子力発電所の事故により原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への避難に係る内閣総理大臣の指示の対象となつた区域、同法第20条第3項の規定による計画的避難区域若しくは緊急避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となつている区域又はこれらに準ずる区域として市長が必要と認めるところから転入した者に係る平成23年度から平成27年度までに課する当該年度分の国民健康保険税については、平成28年3月末日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収の対象となる年金の給付の支払日）が到来するもの限り、免除する。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p>

登米市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略) (課税免除の適用)</p> <p>第2条 復興産業集積区域内において、法第4条第9項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から平成29年3月31日までの間に、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成23年総務省令第168号）第1条第1号に規定する対象施設等（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第2条第3項第2号イ又はロに掲げる事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項若しくは第39条第1項に規定する指定事業者又は法第40条第1項に規定する指定法人に該当するものであって認定日から平成28年3月31日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。）については、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度（当該固定資産を当該対象施設等の用に供した日の属する年の翌年の1月1日（当該対象施設等の用に供した日が1月1日の場合は、同日）を賦課期日とする年度）以後5箇年度に限り、当該固定資産税を免除する。</p> <p>第3条～第5条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (課税免除の適用)</p> <p>第2条 復興産業集積区域内において、法第4条第9項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から平成28年3月31日までの間に、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成23年総務省令第168号）第1条第1号に規定する対象施設等（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第2条第3項第2号イ又はロに掲げる事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項若しくは第39条第1項に規定する指定事業者又は法第40条第1項に規定する指定法人に該当するものであって認定日から平成28年3月31日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。）については、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度（当該固定資産を当該対象施設等の用に供した日の属する年の翌年の1月1日（当該対象施設等の用に供した日が1月1日の場合は、同日）を賦課期日とする年度）以後5箇年度に限り、当該固定資産税を免除する。</p> <p>第3条～第5条 (略)</p>

登米市印鑑条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第13条 (略)</p> <p><u>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</u></p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)が記録された個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の交付を受けた登録者は、個人番号カードを使用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電子通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書を交付するものをいう。)に暗証番号その他必要な事項を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、及び交付を受けすることができる。</p> <p>(閲覧の禁止)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(質問調査)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(登米市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第18条 (略)</p>	<p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(閲覧の禁止)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(質問調査)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(登米市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 (略)</p>

登米市議会議員及び登米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,300円</u>を超える場合には、<u>15,300円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る</p>

<p>契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) )</p> <p>ウ (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価は、<u>525円6銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>310,500円</u>を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合は、その端数は、1円とする。)とする。</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,350円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) )</p> <p>ウ (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価は、<u>510円48銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>301,875円</u>を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合は、その端数は、1円とする。)とする。</p> <p>第9条 (略)</p>
--	---

登米市手数料条例 新旧対照表

改正案		現行	
第1条～第9条 (略) 別表 (第2条関係)		第1条～第9条 (略) 別表 (第2条関係)	
区分	手数料の額 (1件につき)	区分	手数料の額 (1件につき)
(略)		(略)	
住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項若しくは第2項又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付	200円	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票に関する証明書の交付	300円
(略)		(略)	
住民基本台帳法第20条第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	200円	戸籍附票全部証明 戸籍附票一部証明	300円 200円
1通をもって1件とする。		1通をもって1件とする。	

		住民基本台帳法第12条 の4第1項に規定する 住民票の写しの交付	住民票の広域交 付による全部証 明	300円	1通を もって 1件と する。
			住民票の広域交 付による一部証 明	200円	
			(略)		

登米市国民健康保険税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略) (課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>54万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 (略) (国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の8.00</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 (略) (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p>	<p>第1条 (略) (課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>52万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>52万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>4 (略) (国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の8.32</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 (略) (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p>

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について  
22,700円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯 (特定同一世帯所属者 (国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月 (以下この号において「特定月」という。) 以後5年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。) 及び特定継続世帯 (特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。) 以外の世帯  
帯 23,500円

(2) 特定世帯 11,750円

(3) 特定継続世帯 17,625円

第6条～第22条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円) 並びに同条第4項本文の介護納付金課税額

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について  
24,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯 (特定同一世帯所属者 (国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月 (以下この号において「特定月」という。) 以後5年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。) 及び特定継続世帯 (特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。) 以外の世帯  
帯 24,500円

(2) 特定世帯 12,250円

(3) 特定継続世帯 18,375円

第6条～第22条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円) 並びに同条第4項本文の介護納付金課税額

<p>から才及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>15,890円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>16,450円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>8,225円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>12,338円</u></p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>265,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>11,350円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>11,750円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,875円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>8,813円</u></p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>48万円</u></p>	<p>から才及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>16,800円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>17,150円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>8,575円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>12,863円</u></p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>26万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>12,000円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>12,250円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>6,125円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>9,188円</u></p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>47万円</u></p>

<p>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>4,540</u>円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,700円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,350円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,525円</u></p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>第23条の2～第26条 (略)</p>	<p>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>4,800</u>円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,900円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,450円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,675円</u></p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>第23条の2～第26条 (略)</p>
--	--